ウ　特定共同企業体の場合は、代表者にあっては同種工事の施工実績を有し、代表者以外の構成員にあっては「車道幅員Ｂ＝5.0m以上で施工延長300m以上の基盤切盛としての土工（すき取り、路肩盛土等は、土工の対象と見なさない。トンネル及び橋梁は施工延長から除く。）を含む道路工事」の施工実績を有していなければならない。

また、経常建設共同企業体の場合は、少なくとも１社の構成員が同種工事の実績を有していなければならない。

⑻　配置予定技術者

ア　配置予定技術者の主任（監理）技術者は、平成８年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、２の⑺のイの同種工事の施工実績を有すること。

また、当該実績が平成12年度以降に完成した緑資源機構（特定中山間等部門）が発注した工事に係る実績である場合にあっては、「緑資源機構請負工事成績評定要領」（15緑機達森第192号）に基づく工事成績評定点が65点未満のもの及び当該実績が平成20年度以降に完成した独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター（特定中山間部門）が発注した工事に係る実績である場合にあっては、「森林総合研究所森林農地整備センター請負工事成績評定要領」（20森林整農第６号）に基づく工事成績評定点が65点未満のものは、当該施工実績として認めないものとする。

ただし、特定共同企業体及び経常建設共同企業体にあっては、構成員からの配置予定技術者のうち１名が２の⑺のイの同種工事の実績を有していなければならない。

なお、特定共同企業体及び経常建設共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。

イ　主任（監理）技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ここで同等以上の資格を有する者とは次のものとする。

①　技術士（技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は、総合技術監理部門（選択科目を「建設」「農業土木」「森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　特定共同企業体及び経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書を提出する場合は、その各々の構成員から主任（監理）技術者を専任で配置しなければならない。

オ　入札参加希望者と配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係であること。なお、恒常的な雇用関係とは競争参加資格確認申請書の提出期限以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

⑼　本工事に特定共同企業体及び経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書を提出した場合、その構成員は単体として競争参加資格確認申請書等を提出することはできない。

⑽　不誠実な行為の有無　下記に該当し、当該状態が継続している者でないこと。

ア　工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に従わない等、請負契約の履行が不誠実な事実がある。

イ　一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の強制購入等、下請契約関係が不適切である事実がある。

ウ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共工事の排除要請があり、当該状態が継続している場合等の事実がある。

エ　虚偽の競争参加資格確認申請書の提出等の事実がある。

⑾　経営状況　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等を受け、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

⑿　安全管理の状況　独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターから事故等に基づく指名停止期間中又は発注工事について労働基準監督署からの指導を受け、これに対する改善を行わない状況が継続していて、明らかに契約の相手方として不適当である者でないこと。

⒀　労働福祉の状況　下記に該当し、かつ当該状態が継続している者でないこと。

ア　賃金不払い等による労働基準監督署からの通報に対して改善されていない場合。

イ　建設業退職金共済制度に加入していない場合。

⒁　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターから「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（20森林整管第60号、以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく、指名停止を受けていないこと。

ただし、競争参加資格確認申請書の提出時に指名停止期間中の者であっても、当該指名停止の期間終了日が平成23年４月18日（月）までであれば競争参加資格確認申請書を受け付ける。

なお、競争参加資格確認申請書提出後に構成員の一部が指名停止措置を受けた経常建設共同企業体については、平成23年４月18日（月）までであれば上記⑴～⒁を満たす構成員に限り競争参加資格確認申請書を再提出することができる。

３　総合評価方式について

⑴　評価項目

ア　施工体制評価点

①　施工体制

一　品質確保の実効性

二　施工体制確保の確実性

イ　技術提案加算点

①　企業の高度な技術力（技術提案）の妥当性

一　工期短縮を図るための施工方法

二　施工中の切土法面の安全管理

②　工事全般の施工計画の妥当性

一　補強土壁盛土の品質確保

二　周辺環境への配慮

⑵　総合評価の方法

ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「技術提案加算点」の最高点を50点とする。

イ　施工体制評価点の算出方法は、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

ウ　「技術提案加算点」の算出方法は、上記⑴評価項目（企業の高度な技術力の妥当性、工事全般の施工計画の妥当性）について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値を入札参加資格者の「評価点数の合計値」の最も高い者に50点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じ、評価点数０点と評価点数の最も高い者の点数の間で按分して求められる数値を「加算点」として与える。

エ　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価方式は、入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「技術提案加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋技術提案加算点}　／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

オ　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、「技術提案加算点」についても減じる措置を行う。